

2021年9月1日

広島市長 松井 一實 殿
広島県知事 湯崎 英彦 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

「黒い雨」訴訟原告団・弁護団

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

申 入 書

第1 申入れの趣旨

- 1 広島高裁判決（以下「本判決」という。）で示された被爆者援護法の理念・立法趣旨及び「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、速やかに、審査基準を改訂する等必要な措置を講じること。
- 2 前項の措置を講じるまでの間についても、援護対象から外されてきた「黒い雨」被爆者（以下「対象者」という。）に対し、被爆者健康手帳の交付申請等の案内や相談を行うとともに、交付申請があった場合には受付けをし、申請者に対する聴取りを行う等、被爆者認定に必要な業務を進めること。

第2 申入れの理由

- 1 申入れの趣旨1項について
 - (1) 原告らと同じような事情にあった対象者を被爆者認定することは、総理談話で示された政府の決定事項であり、速やかに必要な措置を講じるべきであること
2021年7月26日、菅総理が上告断念表明を行ったことを受けて、翌27日、政府は、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関する内閣総理大臣談話」（以下「総理談話」という。）を閣議決定した。
総理談話は、原告ら84名について、「原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきである」との方針のもと、「一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断」したとして、「原告の皆様が被爆者健康手帳を速やかに発行することと」したのみならず、それ以外の対象者の救済について、「原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します」と述べている。
このように、原告ら「黒い雨」被爆者を「被爆者」として認定し救済したのと同様、それ以外の同じような事情にあった対象者についても「被爆者」として認定し救済することは、総理談話で示された政府の決定事項である。
以上のとおりであるから、広島市長、広島県知事及び厚生労働大臣は、総理談話が認容した本判決で示された被爆者援護法の理念・立法趣旨及び「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、速やかに、

審査基準を改訂する等必要な措置を講じるべきである。

(2) 審査基準の改定等の必要な措置を講じるに際し留意すべき事項

総理談話によって政府が受け入れた本判決を踏まえ、審査基準の改定等の必要な措置を講じるに際し、以下の3点について、留意すべきである。

ア 黒い雨降雨域に所在していた対象者について

本判決が、宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域のいずれについても「黒い雨」が降った蓋然性がある（宇田雨域につき191頁、増田雨域につき192頁、大瀧雨域につき195頁）と判示し、それを前提として、原告らは、「いずれも、少なくとも、昭和20年8月6日午前8月15分の前爆投下後、黒い雨降雨域（宇田雨域、増田雨域又は大瀧雨域のいずれかに属する地域）の各地に雨が降り始めてから降り止むまでのいずれかの時点で、黒い雨降雨域に所在していたと認められるから、黒い雨に遭った者ということができ」（本判決217頁）と判示していることから、黒い雨降雨域に所在していたことが確認できる対象者については、被爆者援護法1条3号に該当するものとすべきである。

なお、直接黒い雨に濡れたと認めるに足りない者が、「黒い雨降雨域に所在していたことが確認できる対象者」に含まれるか否かについては、本判決同頁が、原告「らの中には、直接黒い雨に濡れたとは認めるに足りない者らも含まれているが、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったことは、前記第4の1柱書のとおりであるから、同人らについても黒い雨に遭った者ということができ」と判示し、前記第4の1柱書では、その理由について、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、「たとえ黒い雨に打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであった」（170頁）と判示しているとおりに、雨に打たれたか否かに関わりなく内部被曝による健康被害を受ける可能性があったのであるから、黒い雨降雨域に所在していた対象者として救済されるべきであることは明らかである。

イ 黒い雨降雨域外に所在していた対象者について

本判決191頁等は、黒い雨降雨域の「範囲外であるからといって、広島原爆の投下後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではないというべきである」として、黒い雨降雨域外にも黒い雨が降った可能性があることを認めている。

これは、広島地裁判決が、黒い雨降雨域について、「外縁部について、偶々その付近で降雨体験に関する供述等が得られたか否かによって（聞き取り調査等の対象から偶々こぼれ落ちた場合もあったであろうし、被爆後相当年数が経った後に調査が実施されたため、その間に外縁部付近にいた「黒い雨」体験者が死亡した場合もあったと考えられる。また、「黒い雨」体験を語ることで、社会生活上のいわれのない差別を受けるのではないかという恐れ等から、あえて聞き取り調査等に応じなかった者が一定数いたであろうとも推測できる。）、

線引きの在り方が大きく異なるという不確実さが伴っていることを指摘できるのであって、これらの研究結果から、直ちに「黒い雨」降雨域の全体像を明らかにすることは困難といわざるを得ない。」（297頁以下）と指摘しているように、現在提唱されている宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の研究結果が抱えている調査方法の限界に起因するものである。

他方、本判決が「宇田らの「気象関係の広島原子爆弾被害調査報告」が昭和28年5月5日に公表されて以降、国家的な取組みとして、更なる調査が行われなかったことは、誠に惜しまれるところである」（193頁）と指摘しているように、黒い雨降雨域の全体像が明らかにされなかったのは、国が然るべき時期に然るべき調査をしなかったことに起因するのであるから、国がそのような調査を行っていないことによって黒い雨降雨域の全体像が明らかになっていないことによる不利益を、対象者に負わせることは、被爆者援護法の理念・立法趣旨に悖るといわざるを得ない。

そこで、広島地裁判決が「各雨域に含まれない地域についても、その故に、直ちに「黒い雨」が降った事実を否定すべきではなく、各雨域の外周線から若干外れた地域に所在した者についても、そうした事情を斟酌しつつ、当該供述等の信用性を慎重に吟味すべきことに留意すべきである」（298頁以下）と判示するように、黒い雨降雨域外に所在していた対象者の供述の信用性を慎重に吟味して、当該地域に黒い雨が降った蓋然性が認められるかを判断すべきである。そして、供述の信用性の吟味に際しては、例えば、本判決が、195頁以下で大瀧雨域の信用性について判示する中で、大瀧雨域のもととなったアンケートの回答の信用性について、「広島原爆の投下、そして大量の飛散降下物や黒い雨の発生という極めて特異な出来事が続いた昭和20年8月6日の記憶については、60年以上前のものであったとしても、鮮烈に脳裏に焼き付けられていると考えるのが自然かつ合理的である」（196頁）としていることを踏まえて行うべきであり、そのような供述の信用性の吟味を経た上で、黒い雨降雨域外に所在していた対象者についても、対象者の供述等から、当該地域に黒い雨が降った蓋然性が認められる場合には、被爆者援護法1条3号に該当するものと認めるべきである。

ウ 1 1 種類の障害を伴う疾病について

この点、広島地裁判決は、「「黒い雨」体験者について被爆者援護法1条3号の被爆者に該当するかを判断するに当たっては、402号通達による特例措置に基づく取扱いが確固とした制度として長年行われてきたという経緯を踏まえた上で、その者について、「黒い雨」の曝露に関し、宇田強雨域に含まれる第一種健康診断特例区域に所在したとの事実と同程度の事情が認められるかを検討し、これが肯定される場合には、進んで、健康管理手当支給の対象となる障害、すなわち、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したという結果発生が認められるかを判断し、これを要件として、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったとして、被爆者援護法1条3号に該当すると認めるのが相当である」（308頁）として、健康診断特例措置及び402号通達に基づく取扱い等を根拠として、健康管理手当の

対象となる11種類の障害を伴う疾病の発症を、「黒い雨」による被爆類型に関する被爆者援護法1条3号該当性の要件の一つとする。

しかし、本判決は、健康診断特例措置について、「論理的には、本来、原爆医療法2条3号の被爆者に該当するものとして被爆者健康手帳を交付すべき者について、誤って、その交付をしないで健康診断特例措置の対象者としたとも考え得るところであり、同号の意義の解釈に当たって、原爆医療法制定から17年後に健康診断特例措置が設けられたことを重視することは、適切でなく、むしろ、基本問題懇談会における担当課長の説明からすれば、「本来、同号の被爆者に該当するものとして被爆者健康手帳を交付すべき者であったにもかかわらず、敢えて、その交付をしないで健康診断特例措置の対象とした疑いが強いといわざるを得ず、そうであれば、同号の意義の解釈に当たって健康診断特例措置が設けられたことを参照することは、解釈を誤らせるおそれが大いというべきである」（169頁）として、健康診断特例措置の制度自体に疑問を呈し、同制度を根拠として、被爆者援護法1条3号の解釈を行った広島地裁判決は、原告らが「被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するとの判断の根拠として402号通達を用いるなどした点で失当である」（218頁）と判示しているのである。

よって、「黒い雨」による被爆類型の被爆者が被爆者援護法1条3号に該当するかの判断においては、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったことが認められれば足りるのであり、11種類の障害を伴う疾病の発症は要件とはすべきではないのは当然のことである。

(3) 審査基準の改定等の検討状況

総理談話の決定から1か月以上が経過したが、報道等によると、審査基準の改定等の当事者である広島市、広島県及び厚生労働省における協議は、具体的な進展がないようである。

被爆76年を経過し更に高齢化が進む対象者に、残された時間は僅かしかない。前述のとおり、原告らと同じような事情にあった対象者を被爆者認定することは、総理談話で示された政府の決定事項であり、速やかに必要な措置を講じなければならない。それが、本判決を受け入れた政府の責任である。特に、被爆者援護法を所管する厚生労働省には、総理談話にあるとおり、対象者について「原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべき」責任がある。総理談話の言葉どおり、「多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら、被爆者の皆様に寄り添った支援を行」う責任を果たすべきである。

(4) 弁護団としても、審査基準の改定等の作業に協力する用意があること

「黒い雨」訴訟弁護団としても、審査基準の改定等の作業にあたり、最大限の協力を惜しまない用意があることは、菅総理の上告断念表明を受けて発出し

た弁護団コメントのとおりであるから、再度、付言しておく。

2 申入れの趣旨 2 項について

(1) 支援する会及び弁護団主催の相談会の申込み状況

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会及び「黒い雨」訴訟弁護団は、前述のとおり、原告らと同じような事情にあった対象者を被爆者認定し救済することは政府の決定事項であること、対象者は高齢であり残された時間は少ないこと、確立した行政実務上、被爆者健康手帳の交付年月日は申請した年月日とされていることから、申請した年月日が早ければ早いほど、被爆者援護施策を受けることができる期間が長くなること等に鑑みて、本年9月18日及び翌19日の2日間、広島原爆投下後に降ったいわゆる「黒い雨」に遭い被爆された方で、被爆者援護対象外とされてきた方を対象として、被爆者健康手帳の交付申請に関する事前予約制の無料相談会を実施することにした。

8月25日に記者会見を行い、翌26日午前10時から受付を開始したところ、開始直後から電話が鳴りやまず、わずか2時間で2日間の相談会の定員80名を越える予約が殺到した。その後も、問い合わせが相次ぎ、同月31日正午の時点で、合計256名の問い合わせがあった。なお、定員を超える予約分については、被爆者健康手帳の交付申請に必要と思われる事項を尋ねる書類を郵送して、準備を開始してもらい、体制を検討の上、追って連絡することとしている。

このように、援護対象から外されてきた対象者の反響は大きく、多くの対象者が、被爆者健康手帳の交付を待ちわびている状況にあることが分かる。

(2) 行政が被爆者健康手帳の交付申請等の案内や相談を行う必要性

広島県の推計によると、対象者は約1万3000人にもなるとされている。そして、前述のとおり、支援する会及び弁護団主催の相談会へ申込みが殺到している状況からすると、対象者のうち実際に被爆者健康手帳の交付申請を希望する者は相当な数に上ることは明らかであり、支援する会や弁護団としてもより一層努力をすることは惜しまない決意ではあるが、現状では、全ての申請希望者に十分な対応をできない恐れがあるといわざるを得ない。

被爆者援護法を所管する厚生労働省はもとより、被爆者健康手帳の交付事務を実際に行っている広島市及び広島県は、総理談話にあるとおり、対象者について「原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべき」責任があるのであるから、対象者のうち希望する者は誰でも被爆者健康手帳の交付申請等を行うことができるように、早急に、その旨の案内や相談を行うことができる体制を整えるべきである。

(3) 交付申請があった場合には受け付けをし、申請者に対する聴取りを行う等、被爆者認定に必要な業務を進める必要性

支援する会及び弁護団は、前述の無料相談会の実施後、被爆者援護法1条3

号の要件に該当すると判断した対象者について、健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病を発症している者については健康管理手当認定申請を行うことと併せて、集団で被爆者健康手帳の交付申請を行う予定である。

仮に、集団申請の時点で審査基準の改定等の必要な措置が講じられていなかったとしても、前述のとおり、原告らと同じような事情にあった対象者を被爆者認定し救済することは政府の決定事項であること、対象者は高齢であり残された時間は少ないこと、確立した行政実務上、被爆者健康手帳の交付年月日は申請した年月日とされていることから、申請した年月日が早ければ早いほど、被爆者援護施策を受けることができる期間が長くなること等に鑑みて、広島市及び広島県は、交付申請を受付け、申請者に対する聴取りを行う等、被爆者認定に必要な業務を進めるべきである。

そして、審査の結果、申請者が原告らと同じような事情にあったと認定できるのであれば、審査基準の改定等の必要な措置を待つことになく、被爆者援護法1条3号に該当するものとして被爆者認定すべきであるし、仮に、審査基準の改定等の必要な措置を講じるまで被爆者認定ができないというのであれば、それまでの間、判断のみ留保し、審査基準の改定等を待って、速やかに被爆者認定をすることができるように準備をするべきである。

なお、報道等によれば、広島市及び広島県の職員は、新たな審査基準が政府から示されるまでは、被爆者健康手帳の交付申請がなされても、これまでと同じように却下せざるを得ない旨を述べているとも伝えられている。万一、このような言動が、広島市及び広島県の方針を先取りするものであるとすれば、上記総理談話の趣旨に反することは勿論、「黒い雨」被爆者の救済のため国による上告を断念させるべく協同することにより醸成されつつある自治体と被爆者の信頼関係を踏みにじるものであることを、付言する。

以上